

平成二十一年十一月二十日提出
質問第九六号

りんごやうんしゅうみかんをはじめとする果樹農業に関する質問主意書

提出者

木村 太郎
野 田 毅
石田 真敏
竹本 直一
坂本 哲志

りんごやうんしゅうみかんをはじめとする果樹農業に関する質問主意書

りんごやうんしゅうみかんをはじめとする果樹農業は、農村での高齢化による後継者や労働者不足が進んでおり、担い手の確保が大きな課題である。また、大型スーパー等の安値買い叩きにより価格低迷が続いており、この対策が必要である。

このような果樹農業の実態を踏まえ、次の事項につき質問する。

一 りんごやうんしゅうみかんの価格下落については農業共済だけでは補いきれず、平成十八年まで行っていた果樹経営安定対策による補てんの復活を望む声は依然多い。ただし、旧経営安定対策は、単純に復活することは困難なことから、新たな仕組みや農業者が加入しやすい仕組みの検討が必要であると考えている。

政府としての見解如何。

また、平成二十二年度に終了する果樹経営支援対策の継続について今後の制度はどのようにしていくのか。

二 施設老朽化のため冷蔵庫や選果機等の整備、また、高品質ジュース生産に係る施設整備のために国庫補助が必要であるが、政府としてどう支援していくのか。

三 現在市場で流通しているりんご果汁の八十%以上が海外からの輸入であり、主に中国より輸入される安い果汁である。その廉価な中国産の流入により加工用としての下級品りんごが更に価格競争を強いられている状況である。食の安全・安心の観点からも消費者が国産や輸入と選択できるようりんごやうんしゅうみかんをはじめとする果実加工品の原産地表示の義務付けをすべきであるが、政府の見解如何。

また、果汁や缶詰等の加工品が海外より大量に輸入された際、セーフガードにより輸入制限をすべきだが、りんごやうんしゅうみかんをはじめとする果実加工品のセーフガード一般品目への追加についてはどう考えるか。

さらに、りんご下級品対策としての果汁特別調整保管等対策事業については、平成二十二年四月以降の継続は必須だが、今後どうするのか。

四 りんごやみかんなどの果実の価格を上げるためには消費拡大策が喫緊の課題である。当然に消費拡大策は各生産地で単発的にやるのではなく、国の主導により全国的な規模で展開すべきである。そのため、幼少時や若いうちから果実を多く食べてもらうように国として勧めていくべきだが、具体的な政策はあるのか。また、りんごやみかんをはじめとする果実全体の消費拡大策はどう考えているのか。

五 りんごの輸出については、昨年来よりの円高の影響で台湾への輸出が伸び悩み、韓国産の引き合いが強まっている。そのためこれからは、台湾のみならず東南アジア等世界全体に販路を広げていく必要があるが、販売体制や資金回収のリスクがあるため実際は進んでいない。政府としてりんごやうんしゅうみかんをはじめ果実の輸出支援策はどう考えているのか。

また、果実の輸出促進のための県、JAや関係団体による協議会が各県で設立されている。しかし、さらに第三セクター等の専門的な機関の設置が必要と考える。政府としての見解如何。

六 検疫問題が発生した際、農林水産省の対応が遅く、解決に時間がかかることが多い。速やかな対応が求められるが、農林水産省、厚生労働省及び外務省として今後どう対応するのか。

七 果樹共済において「暴風雨又は霜害」の組み合わせが現在ないが、対象となる組み合わせの追加について検討の予定はあるのか。

右質問する。